

国立大学法人和歌山大学特任教員雇用規程

制 定 平成20年 3月21日

法人和歌山大学規程第 717 号

最終改正 令和 7年 3月28日

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第1条第5項に規定する特任教員の就業に関し、必要な事項を定める。

2 この規程に定めるもののほか、特任教員の就業に関する事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）、その他の関係法令及び諸規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 特任教員とは、任期を付して雇用する教員のうち、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 寄附講座又は寄附研究部門に配置するために採用された者
- (2) 共同研究講座又は共同研究部門に配置するために採用された者
- (3) 競争的資金プロジェクトのために採用された者
- (4) ミッション実現加速化経費（運営費交付金）によるプロジェクトのために採用された者
- (5) 教育実践分野における高度な専門職教育に関して、高度な実務上の実績を有する者（以下「実務家教員」という。）
- (6) 大学の業務運営上必要とする特定の専門分野に関し、特別の資格、知識及び経験等をもって当該分野の教育研究及びこれに関連する職務に従事するために採用された者
- (7) 本学を定年退職した教員で、国立大学法人和歌山大学教職員再雇用規程及び国立大学法人和歌山大学非常勤講師雇用規程によらず雇用された者
- (8) 国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則による産前・産後の特別休暇の取得若しくは国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則による育児休業（育児短時間勤務及び育児時間を除く）又は本学教職員介護休業等細則による介護休業（1か月以上の期間連続する場合に限り、1時間を単位とするものを除く。）をする教職員の職務を臨時的に代わって行うために採用された者

2 特任教員は、定時特任教員又は短時間勤務特任教員とする。

3 この規程において競争的資金プロジェクトとは、運営費交付金以外の競争的資金により実施される研究又は教育プロジェクトをいう。

(選考基準等)

第3条 特任教員に対しては、特任教授、特任准教授、特任講師、特任助教、特任助手の称号を付与することができる。この場合の選考基準は、国立大学法人和歌山大学教員選考基準第2条から第6条の規定を準用する。

(選考)

第4条 特任教員の選考は、国立大学法人和歌山大学教員組織運営委員会（以下「教員組織運営委員会」という。）の議に基づき、学長が決定する。

2 前項に定めるもののほか、大学の業務運営上特に必要と認めるときは、国立大学法人和

特任教員雇用規程

歌山大学役員会の議に基づき、学長が特任教員を選考することができる。

(実務家教員の選考等)

第4条の2 前2条の規定にかかわらず、特任教員のうち実務家教員の推薦、資格審査の基準及び選考の手続に関しては、別に定めるものとする。

(遵守遂行)

第5条 国立大学法人和歌山大学及び特任教員は、それぞれの立場でこの規程を誠実に遵守し、その実行に努めなければならない。

(雇用契約)

第6条 新規に特任教員を採用又は契約を更新する場合には、労働条件を明らかにした契約書を交わすものとする。

2 雇用契約は、学長が本人と行うものとする。

(契約期間)

第7条 特任教員の契約期間は、原則として12ヶ月以内とし、採用日の属する会計年度の末日を超えることができない。

2 労働契約を更新する場合の契約期間は、3年以内とし、通算有期労働契約期間が5年を限度として、更新することができる。

3 前項の規定にかかわらず、教員組織運営委員会の審査の結果、必要があると認めるときは、通算有期労働契約期間が10年を限度として、引き続き採用することができる。この場合の契約期間は、3年以内とし、契約を更新する際も同様とする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第2条第1項第8号の規定により採用された者の契約期間は、当該産前・産後の特別休暇を取得若しくは育児休業又は介護休業をする期間を限度として定められた期間とし、通算有期労働契約期間が5年を超えない範囲で再任することができる。

5 第1項及び第2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による特任教員の契約期間は、選考した学長の任期の終期を超えることができない。

第7条の2 前条の規定にかかわらず、契約期間は、当該者が満70歳に達した日以後における最初の3月31日を超えることができない。

(休職)

第8条 特任教員が就業規則第13条第1項第1号、第2号、第3号及び第7号の一に該当する場合は、休職とする。

2 休職の期間は就業規則第14条の規定を準用する。ただし、当該期間は、契約期間の終期を超えることができない。

3 休職者は、特任教員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

(復職)

第9条 休職の期間が満了したときは、当然復職するものとする。

2 休職事由が消滅したときは、速やかに復職させる。

(退職)

第10条 特任教員が次の各号の一に該当した場合には退職とする。

(1) 労働契約の期間が満了した場合（労働契約を更新する場合を除く。）

(2) 次条の規定による契約解除の承認を得た場合

(3) 死亡した場合

(4) 第12条の規定により大学から契約解除を通知した場合

(特任教員の都合による契約解除)

第11条 特任教員は、労働契約期間中に自己の都合により契約を解除しようとするときは、原則として契約解除を希望する日の30日前までに学長に文書をもって願い出なければならない。なお、30日前までに提出できない場合であっても14日前までに提出しなければならない。

(大学側からの契約解除)

第12条 特任教員が禁錮以上の刑に処せられた場合は、契約を解除する。

2 特任教員が次の各号の一に該当する場合には、契約を解除することができる。

(1) 勤務成績が著しく良くない場合

(2) 心身の故障のため職務の遂行に著しく支障があり、又はこれに堪えない場合

(3) 業務上やむを得ない都合による場合

(4) 就業規則第43条に規定する懲戒の事由の一に該当する場合

(契約解除手続)

第13条 前条の規定により契約解除する場合は、少なくとも30日前に予告するか、又は労基法第12条に規定する平均賃金の30日分を支払うものとする。ただし、予告の日数は、平均賃金を支払った日数に応じて短縮することができる。

(退職証明書)

第14条 学長は、退職又は契約解除された者（契約解除の予告を受けた者を含む。）が、退職証明書の交付を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

2 退職証明書の記載事項等については、教職員の例に準じて取り扱う。

(勤務時間)

第15条 特任教員の勤務時間は、下記の各号に定める範囲内とする。

(1) 定時特任教員の勤務時間については、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇規程（以下「教職員勤務時間等規程」という。）第3条及び第4条の規定を準用する。

(2) 短時間勤務特任教員の勤務時間は、1日について7時間45分、1週間について1日、2日、3日又は4日のいずれかとし、個別の契約の定めによる。

2 特任教員は、休憩時間を自由に利用することができる。

3 業務上の必要がある場合は、第1項の規定にかかわらず、1日の勤務時間が7時間45分を超えない範囲で、また、休憩時間が所定の時間を下回らない範囲で、始業、終業及び休憩の時刻を変更することがある。

(通常の勤務場所以外での勤務)

第16条 通常の勤務場所以外での勤務については、教職員勤務時間等規程第6条の規定を準用する。

(時間外・深夜・休日勤務)

第17条 時間外、深夜及び休日勤務については、労基法第36条の規定に基づく労使協定が締結された場合において、教職員勤務時間等規程第7条を準用する。

(非常災害時の勤務)

第18条 災害その他の避けることのできない事由によって勤務の必要がある場合は、教職員勤務時間等規程第8条の規定を準用する。

特任教員雇用規程

(休日)

第19条 休日は、教職員勤務時間等規程第9条を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特任教員の休日については個別の契約の定めによることができる。

(休日の振替、代休)

第20条 前条に規定する休日に勤務することを命じた場合の振替及び代休については、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則第3条及び第4条の規定を準用する。

(裁量労働制)

第21条 業務の性質上、必要と認める特任教員（特任助手を除く。）については、労基法第38条の3に定める労使協定に基づき裁量労働制を適用する。

- 2 前項の特任教員は、第15条の規定にかかわらず、所定勤務日に勤務した場合には、1日7時間45分勤務したものとみなし、前項の特任教員に、授業及び会議等を除く業務の時間配分を委ねるものとする。

(勤務の免除)

第22条 勤務の免除は、教職員勤務時間等規程第11条の規定を準用する。

(休暇)

第23条 特任教員の有給休暇は、年次休暇、病気休暇、特別休暇及び代替休暇とし、取扱いについては、教職員勤務時間等規程第15条から第21条の2までの規定を準用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、短時間勤務特任教員の一の年（1月1日から12月31日までの1暦年）における年次有給休暇の日数は、その者の当該年における在職期間に応じ、別表第1の下欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分ごとに定める日数とする。

(育児休業、育児短時間勤務又は育児時間)

第24条 特任教員は、学長に申し出て育児休業、育児短時間勤務又は育児時間を取得することができる。ただし、第2条第1項第8号の規定により採用された者の育児休業については、請求時点で子が1歳6か月に達する日までに雇用関係が終了することが明らかでない者に限り、取得することができる。

- 2 育児休業、育児短時間勤務又は育児時間の対象者、期間及び手続等の必要事項については、国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則を準用する。ただし、育児休業の期間は、契約期間の終期を超えることができない。

(介護休業又は介護時間)

第25条 特任教員の家族で介護を要する者がいる場合は、学長に申し出て介護休業又は介護時間を取得することができる。

- 2 介護休業又は介護時間の対象者、期間及び手続等の必要事項については、国立大学法人和歌山大学教職員介護休業等細則を準用する。ただし、介護休業の期間は、契約期間の終期を超えることができない。

(自己啓発等休業)

第25条の2 特任教員は、自己啓発等休業をすることができない。

(配偶者同行休業)

第25条の3 特任教員は、配偶者同行休業をすることができない。

(兼業)

第26条 特任教員の兼業については、短時間勤務特任教員を除き国立大学法人和歌山大学

教職員の兼業に関する規程を準用する。

(給与の種類)

第27条 特任教員の給与は、年俸制とし、年俸制を適用する特任教員の給与について必要な事項は、別に定める。

(退職手当の不支給)

第28条 特任教員には、退職手当を支給しない。

(就業規則の準用)

第29条 この規程に定めのない事項は、就業規則を準用する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第916号)

この改正規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第998号)

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1387号)

1 この改正規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 第7条第2項及び第3項における「通算有期労働契約期間」において、平成25年4月1日以後、本学との労働契約が無い期間（以下「無契約期間」という。）が6ヶ月（無契約期間の直前の通算有期労働契約期間が1年間に満たない場合は、その通算有期労働契約期間の二分の一の期間（1ヶ月に満たない端数を生じたときは、これを1月とみなす））以上ある場合は、当該無契約期間前の有期労働契約期間を含めないものとする。

附 則 (平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1472号)

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1574号)

この改正規程は、平成26年11月28日から施行する。

附 則 (平成27年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第1637号)

この改正規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第1831号)

この改正規程は、平成28年4月1日から施行する。ただし、平成28年3月31日までに採用される特任教員に対する第7条第1項の適用については、改正前の国立大学法人和歌山大学特任教員雇用規程第7条第1項を適用することとする。

附 則 (平成29年12月1日一部改正：法人和歌山大学規程第2007号)

1 この改正規程は、平成29年12月1日から施行する。

2 この改正規程による改正後の第7条第2項及び第3項の規定は、平成25年4月1日以後の日を契約期間の初日とする期間の定めのある労働契約について適用し、平成25年4月1日前の日が初日である期間の定めのある労働契約の契約期間は、同項に規定する通算有期労働契約期間には、算入しない。

3 この改正規程の施行日において現に有効な契約により在職する者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月19日一部改正：法人和歌山大学規程第2042号)

特任教員雇用規程

この改正規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月20日一部改正：法人和歌山大学規程第2212号）

この改正規程は、令和元年11月20日から施行する。

附 則（令和2年3月27日一部改正：法人和歌山大学規程第2251号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年11月30日一部改正：法人和歌山大学規程第2314号）

この改正規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2363号）

この改正規程は、令和3年6月28日から施行する。

附 則（令和4年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2429号）

この改正規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第2716号）

この改正規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2824号）

この改正規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（第23条関係）

在職期間		1月達するまでの期間	1月を1超えるまでの期間	2月を2超えるまでの期間	3月を3超えるまでの期間	4月を4超えるまでの期間	5月を5超えるまでの期間	6月を6超えるまでの期間	7月を7超えるまでの期間	8月を8超えるまでの期間	9月を9超えるまでの期間	10月を10超えるまでの期間	11月を11超えるまでの期間
1週間の勤務日の日数	4日	1日	3日	4日	5日	7日	8日	9日	11日	12日	13日	15日	16日
	3日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日	9日	10日	11日	12日
	2日	1日	1日	2日	3日	3日	4日	5日	5日	6日	7日	7日	8日
	1日	0日	1日	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日	4日	4日